

令和7年度

事業計画書

社会福祉法人 ザ・ハート・クラブ

(は じ め に)

近年の物価高騰や人件費の上昇により、高齢者福祉・介護施設の運営コストは年々増加し、経営環境は一層厳しさを増しています。さらに、少子高齢化の進行に伴う人材不足が深刻化し、人材獲得競争が激化するなど、福祉業界全体が大きな課題に直面しています。このような状況の中で、持続可能な福祉サービスを提供するためには、時代の変化に適応しながら、より一層の創意工夫と努力をしていく必要があります。

こうした厳しい環境の中でも、私たち社会福祉法人は、地域を支える介護・福祉の拠点としての役割を果たし続ける責務があります。当法人としても、利用者の皆様が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、現状維持にとどまるのではなく、将来を見据えた持続可能な運営体制の確立に向けた取り組みを推進してまいります。

具体的には、「人材の確保・育成の充実」「生産性の向上」「地域との連携強化」の3つを重点施策として掲げ、積極的に取り組んでまいります。人材確保の面では、より多様な人材が活躍できる環境づくりを進め、職員一人ひとりがやりがいを持って働ける職場の実現を目指します。また、生産性の向上については、ICTやDXの活用を推進し、限られた人員の中でも高品質なサービスを提供できる体制を整えてまいります。地域との連携についても、自治体や関係機関との協力体制を強化し、地域全体で高齢者を支える仕組みづくりを進めていきます。

加えて、職員が働きやすい環境を整えることも、より良い福祉サービスを提供するうえで欠かせない要素です。処遇改善や研修制度の充実を図り、専門性の向上を支援することで、職員のスキルアップとモチベーション向上につなげてまいります。職員一人ひとりが自らの役割を果たし、互いに支え合いながら働ける職場環境にしていくことで、組織全体の活性化とサービスの質の向上を目指していきます。

今後も、関係者の皆様のご理解とご支援を賜りながら、より良い福祉サービスの提供と持続可能な運営の実現に向け、力を尽くしてまいります。引き続きご指導・ご鞭撻のほど、よろしくお願い申し上げます。

令和7年3月

施設長 今宮 晴久

社会福祉法人 ザ・ハート・クラブ 基本理念

一隅を照らす

— 与えられた役割を担って、価値を認められしっかりと存在する —

社会福祉法人 ザ・ハート・クラブ 経営指針

利用者・家族に優しい施設を目指します

(すべてを含め、利用者、家族に優しい)

地域社会への貢献を目指します

(社会福祉法人に求められている一つに地域貢献があり、保育所や小中学校との連携)

施設の充実と発展をめざします

(施設とは、狭義では職員であり、職員の充実が施設の充実になる。職員間の連携を強化し技の向上等資質を高めていく)

平成17年1月4日 社会福祉法人 ザ・ハート・クラブ

理事長 武政 茂子

社会福祉法人 ザ・ハート・クラブ サービス方針

■ 特別養護老人ホーム スウィート・ハート・ホーム

Sweet service (スウィート サービス)

(良きサービスは残しつつ、一步先のやさしいサービスを提供します)

Heart to heart (ハート トゥ ハート)

(すべてのことに心のこもったサービスを提供します)

Home away from home (ホーム アウェイ フロム ホーム)

(第二の我が家のような居心地のよいサービスを提供します)

■ デイサービスセンター サムフォット

Service And Management For Old Timers

(齢を重ねゆく方々に心のこもったサービスと手助けを)

■ 居宅介護支援事業所 ポム

Peace Of Mind

(心からの安心をあなたに)

■ 在宅介護支援事業所 サイト

Settle In This Area

(住み慣れた地域で暮らす)

平成26年3月16日 社会福祉法人 ザ・ハート・クラブ

理事長 武政 茂子

令和7年度

社会福祉法人 ザ・ハート・クラブ 事業計画

1. 法人本部

概 要

【法人名】	社会福祉法人 ザ・ハート・クラブ
【代表者役職氏名】	理事長 武政 茂子
【理事数】	6名
【監事数】	2名
【評議員数】	7名
【事務所の所在地】	〒780-8061 高知県高知市朝倉甲64番地1
【電話番号】	088-840-7100 (代表)
【FAX番号】	088-840-7480
【E-mailアドレス】	info@thc.or.jp
【ホームページアドレス】	http://www.thc.or.jp/
【事業の名称・種類】	特別養護老人ホーム スウィート・ハート・ホーム 介護老人福祉施設 短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護 デイサービスセンター サムフォット 通所介護 第1号通所事業 居宅介護支援事業所 ポム 居宅介護支援 小規模多機能型居宅介護事業所 サイト 小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護 デイサービスセンター サイト 通所介護 第1号通所事業 ショートステイセンター サイト 基準該当短期入所生活介護 基準該当介護予防短期入所生活介護

重点目標

(1) 活動アップデートミーティングの取り組みについて

各事業所の活動状況や進捗、課題、成果等について報告し、最新の情報を共有したうえで意見交換を行う。このミーティングは総務、施設（併設ショート含む）、在宅の3部門に分かれて毎月開催し、業務執行理事及び施設長は原則3部門全てのミーティングに参加する。ミーティング終了後は速やかに会議録を作成してパソコン上にアップし、関係者間で閲覧できるようにする。

(2) 在宅サービス事業の経営改善計画について

浮き沈みが激しい在宅サービス事業の経営を安定化させるため、各事業所の職員に聞き取りを行うなどして、各事業所の課題を定期的に分析し、稼働率や収支の変動要因を明確化したうえで、経営改善計画を立案・実行する。その後は結果を確認して改善点を洗い出し、さらなる改善につなげる。このようにPDCAサイクルに基づいた対応を繰り返し行うことで、職員のスキルアップやサービスの質の向上を図り、地域に根ざした信頼される在宅サービス事業の確立を目指す。

(3) ビジョンクエストフォーラムの取り組みについて

ビジョンクエストフォーラムとは、法人のビジョンや目標に関連するテーマについて模索（クエスト）する場であり、将来の展望や市場の変化、ニーズの把握、競争環境の分析など、必要な情報や知見を共有し、業務執行理事と参加者が意見交換（フォーラム）することで将来の方向性を明確にしていく。開催頻度については適宜開催することとし、参加者も限定せず、法人の職員がアクティブに参加しやすい会議になるよう努める。

(4) 各種委員会活動の取り組みについて

各委員会にてサービスの質の向上に向けた具体的な取り組みや課題について話し合い、改善策を検討したうえで実践し、継続的な資質向上を図る。各委員会の担当職員は、委員会で決定した内容や検討事項を自部署に持ち帰り、他の職員へ周知するとともに、現場での実施状況を共有し、必要に応じてフィードバックを行うことで、全体の意識統一と情報の浸透を促進する。また、職員の専門性向上やケアの質の向上を目的とし、各委員会が主催する内部研修を定期的に開催し、職員が最新の知識や技術を習得できる機会を提供することで、組織全体のスキルアップを目指す。

(5) 腰痛予防対策推進委員会（ノーリフティングケア）の取り組みについて

高知県においては、介護職員の職業病ともいわれる腰痛対策として、また、介護する側・される側双方にとって安全で安心なケアを実践する方法として、「抱え上げない・持ち上げない・引きずらない」ノーリフティングケアが推進されている。当法人においても、この取り組みを積極的に導入するとともに、委員会活動を通じて学びを深め、現場での実践と定着を目指し、より質の高いケアの提供を推進していく。

(6) 人材の確保・定着に向けた取り組みについて

福祉・介護認証評価事業所として高知県から認証されていることを積極的にアピールするとともに、法人の信頼性と魅力を発信することで人材確保につなげる。また、業務改善などの職場環境の改善に向けた取り組みを推進することで職員の業務負担を軽減し、離職防止と定着を図る。

令和6年度にインドネシアから受け入れた技能実習生3名に対しては、定期的な日本語学習の機会を設けるとともに、OJTを通じた技能向上の指導や生活支援を行い、円滑な業務遂行と職場への適応をサポートする。技能実習生については今後も継続的に受け入れていく。

(7) 生産性の向上に関する取り組みについて

昨今の人手不足の中で介護サービスの質の維持・向上を実現するため、各事業所において業務の洗い出しと見直しを行い、「ムリ・ムラ・ムダ」を排除して業務の標準化を進めることで、職員の負担を軽減し、適切なサービスを効率的に提供できる体制を構築する。また、業務の効率化をさらに進めるため、介護ロボットやICT機器など、最新のテクノロジーの導入を検討し、現場での生産性向上とサービスの質の維持を図る。

(8) 感染症対策に関する取り組みについて

感染症が施設内で蔓延しないよう、感染対策委員会が中心となり、年間を通じて予防策を検討し、次亜機能水(除菌・脱臭効果)を活用するなどして感染予防に努める。流行時には情報収集を行い、新たな感染症が発生した際にはマニュアルを見直し、早期発見・対応体制を整える。集団感染時には隔離やゾーニングを行い、感染経路の遮断に努める。職員不足時には勤務可能な職員と休職が必要な職員を把握し、勤務調整を行って施設内の業務が円滑に進むよう対応する。

(9) 非常災害対策に関する取り組みについて

令和5年度に自然災害(地震・津波・風水害)と感染症に関するBCP(事業継続計画)を策定した。BCPをより実用性の高いものにするため、適宜見直しを行い、年2回以上の研修および訓練を実施する。備蓄品については、期限切れの確認など定期的なチェックを行い、必要なときに使用できるよう準備する。被災時には生命確保を最優先に行動し、BCPに基づいた対応で事業の早期再開と復旧を目指す。

(10) 物価高騰対策について

近年、米、電気料金、ガソリンなどの物価高騰が続いており、これまで以上に施設運営における経費削減が求められている。米については、仕入れ先を工夫し、コストパフォーマンスの良いものを選定する。電気料金については、夏(7~8月)と冬(1月~2月)に節電チャレンジを実施して職員の節電意識を高め、デマンド値の抑制や消費電力の前年比10%削減を目標に取り組む。ガソリンについては、車両の使用ルールや送迎ルートの見直しを行い、業務の効率化を図ることで消費量の削減を目指す。また、燃費の良い車両の導入やエコドライブの推進により、燃料費の抑制に努める。このように経費全般の削減を進めることで、施設運営の安定化を図る。

2. 特別養護老人ホーム スウィート・ハート・ホーム

定員：80名

基本方針

多年にわたり郷土の発展に寄与されてきた高齢者を敬愛し、生きがいのある生活ができるよう支援するとともに、家族や関係機関、地域との連携を密にして、高齢者の経験に学び、喜びを共感する中で職員が資質を磨き福祉サービスを高める。また介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設としてその誇りと社会的責任を自覚し、入居者の人格を尊重したうえで、可能な限り、居宅における生活の復帰を念頭において施設における日常生活上の介護、機能訓練、健康管理および生活相談等のサービスを行う。入居者及びその家族との合意に基づき、入居者個々の施設サービス計画を作成し、入居者の立場を尊重したサービスの提供に努める。

入居者の家族、地域住民、関係団体及びボランティアとの連携、交流に努め、公平で開かれた施設づくりを目指す。

重点目標

(1) 目標稼働率 95% (1日平均76人)

(2) 稼働率向上に関する取り組みについて

入所申込者の減少と優位者確保が困難になってきていることを踏まえ、申込書提出後すぐに連絡を取り、調査可能な方から随時訪問調査を実施する。調査後は早期に入所判定会を開き、優位者を決定し通知する。優位者には定期的に連絡し、状況確認を行うことでスムーズな入所と空床期間の短縮を図る。さらに、申込から2年以上経過した方には入所申込意見書の再提出を依頼し、現況や調査対象者の把握に努める。

(3) 誤嚥性肺炎の防止に向けた取り組みについて

歯科医師による口腔衛生管理指導を定期的に受けることで、誤嚥性肺炎に対する理解を深めるとともに、適切な口腔ケア、姿勢管理等を行い、誤嚥性肺炎を予防する。また、嚥下障害等によって栄養状態が悪化し入院となるケースもあるため、介護職員や看護職員、管理栄養士、嘱託医などで入居者の状態を共有したうえで食事形態を見直すなどの支援を行い、その方の状態に合った食事を提供できるよう努める。

(4) 事故を防止するための取り組みについて

誤薬事故防止のため、薬箱の保管を徹底し、マニュアルに基づく手順と声出し確認を確実に実施する。誤薬はヒューマンエラーであることを全職員が再認識し、高い緊張感を持って配薬・服薬介助を行う。転倒事故防止には、センサーやICT機器を活用し、利用者の動作確認を強化する。介助中の骨折事故防止には、高齢者の骨の脆弱性を理解し、安全な介助方法を実践する。

また、ノーリフティングケアを推進して福祉用具を活用し、剥離などの外傷事故を含む事故防止に努める。

(5) レクリエーション活動の充実について

介護度の高い方が自発的な活動を減らす中でも、他者との交流を通じて明るく楽しい時間を過ごせるよう、レクリエーションの充実を図る。天候の良い時期には外出機会を増やし、気分転換を促す。

また、令和7年4月の面会制限緩和に伴い、月間行事に外部ボランティアの慰問を取り入れ、より楽しめる機会を提供する。

(6) 認知症への対応力向上に向けた取り組みについて

外部研修への参加や内部勉強会の開催を通じて、認知症や BPSD（周辺症状）への理解を深め、専門的な知識を習得する。また、認知症チームケア推進研修に参加し、利用者の尊厳を保持しながら、個々の症状や状況に応じた個別計画を作成し、適切な対応を行うことで重症化を防ぐ。

(7) 入居者の健康維持と生活の質の向上について

機能訓練、口腔衛生、栄養ケアを一体的に取り組むことで、利用者の健康維持と生活の質の向上を図る。機能訓練では、自立支援を目的に筋力やバランスの維持・向上を促進する。また、口腔衛生の徹底により、感染症予防や嚥下機能の維持を支援する。栄養ケアでは、適切な食事管理を通じて体力向上と健康促進を目指す。各分野が連携することで、より質の高いケアを実現し、入居者が安心して生活できる環境を整える。

サービス内容

(1) 食事

管理栄養士の指導のもと、多職種が連携し、入居者の栄養状態や身体の状態、嗜好を考慮した食事を提供し、できる限り経口摂取の継続を支援する。また、行事食を取り入れることで、季節を感じながら食事を楽しめる機会を提供する。経口摂取が困難となり経管栄養が必要な場合も、身体の状態や体調に応じて、安全かつ適切に栄養補給を行う。

看取り期においては、入居者および家族の意向を最大限に尊重し、嗜好を考慮したうえで、状態に適した食事を提供する。

(2) 入浴

一般浴槽および特殊浴槽（座立式・臥床式）を活用し、週2回以上の入浴または清拭を実施する。入浴時には、内出血や傷の有無、発赤、乾燥など皮膚の状態を丁寧に観察し、異常の早期発見に努める。また、皮膚トラブルを予防するため、保湿や適切な洗浄を含むスキンケアを実施し、清潔で健康な皮膚を維持できるよう支援する。

(3) 排泄

「適切な排泄管理を行い、利用者の生活の質を高めよう」の排泄理念のもと、排泄委員会を中心に食事・水分・運動など排泄自立に向けた取り組みを進める。重度化によりトイレでの排泄が困難な入居者には、定時のパッド交換と陰部の清潔保持を徹底する。

個別ケアの充実を図るため、利用者の目標に応じた排泄ケア用品を導入し、個々の排泄パターンに合わせた随時誘導を基本とした支援を行う。排泄支援計画に基づき、入居者の身体能力を最大限活用した援助を実施する。

(4) 機能訓練

残存機能の低下を防ぐため、協力病院の理学療法士と連携し、入居者の心身の状況を把握しながら適切な機能訓練を行う。機能訓練指導員が個別計画を作成し、歩行訓練や関節可動域訓練、筋力維持訓練などを実施し、生活動作の維持・向上を図る。また、日常生活動作（ADL）の維持を目的とした動作訓練を取り入れ、できる限り自立した生活を継続できるよう支援する。

(5) 健康管理

年2回の健康診断などを通じて入居者の心理的・身体的特徴や健康状態を把握し、医師・看護師を中心に、健康レベルに応じた日常生活の維持を支援する。職員間・各部署間で情報共有を密にし、服薬管理、疾病の予防・早期発見・対応に努める。また、室内の温度・湿度調整、衣類・寝具の衛生管理にも配慮する。

感染症対策として、手洗い・うがい・マスク着用を徹底し、早期報告・迅速対応を行う。職員一人ひとりが自己防衛意識を持ち、入居者の安全につなげる。

入居者・職員の負担軽減のためノーリフティングケアを推進し、入居者の身体的負担や褥瘡予防に努める。

(6) 看取りケア

終末期を迎えた入居者には、本人の意思と家族の意向を最大限に尊重しながら、身体的・精神的苦痛を和らげ、安心・安全・安楽に過ごせるよう、心を込めた専門的ケアを提供する。また、残された時間を「その人らしく」家族と共に過ごしていただけるよう、細かな要望にも丁寧に対応し、できる限り希望に沿った支援を行う。

入居者の死後は、家族の気持ちに寄り添いながらグリーフケアにも配慮し、適切なサポートを行う。

3. 短期入所生活介護 / 介護予防短期入所生活介護

定員：16名

特別養護老人ホーム スウィート・ハート・ホームに併設して設置しており、一体的に運営する。

基本方針

利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の日常生活上の介護及び機能の維持を行う。並びに利用者の家族の身体的及び精神的な介護負担の軽減を図る。短期入所生活介護の提供を開始する際に、おおむね4日以上、又は定期的に利用されている利用者に対し、心身の状況、希望及びそのおかれている状況並びに家族介護者の状況を十分に把握し個別に短期入所生活介護計画を作成する。

また、利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう居宅介護支援事業者等他機関との連携を図り、施設内のサービス調整を行う。

重点目標

(1) 目標稼働率 85% (1日平均13.6人)

(2) 稼働率向上に関する取り組みについて

ケアマネージャーや外部関係機関、利用者、家族との信頼関係を維持しながら、ショートステイの利用促進を図るとともに、新規利用者の確保に向けて、送迎時間や提供ケアの相談に柔軟に対応し、利用しやすい環境を整える。また、利用者や家族の状況を把握し、ニーズやケア内容を職員間で共有することで、困難なケースにも適切に対応し、より多くの方に安心してショートステイを利用してもらえるよう努める。こうした取り組みを通じて、信頼される事業所を目指し、稼働率の向上に取り組む。

(3) レクリエーション活動の充実について

レクリエーションの目的である身体機能の向上、脳の活性化、コミュニケーションの促進、QOLの向上を意識し、集団および個別レクリエーションを実施する。また、高齢者の自尊心を尊重し、参加を強制せず、自由に楽しめる環境を整える。さらに、職員も楽しめるプログラムを企画・実施することで、利用者が充実した時間を過ごせるよう努める。

(4) 個別機能訓練の実施について

ショートステイの機能訓練指導員が送迎に同行し、利用者の自宅での生活状況や日常動作を把握した上で、適切な個別機能訓練を実施する。また、リハビリ体操や機能訓練を積極的に導入し、筋力や柔軟性の維持・向上を図ることで、転倒予防や日常生活動作(ADL)の改善を目指す。さらに、利用者一人ひとりの身体機能や状態に応じた運動プログラムを実施し、無理なく継続できるよう支援する。

(5) 利用者の健康管理について

利用者が安全で快適に過ごせるよう、健康状態に細心の注意を払い、日々のバイタルチェックや服薬管理を徹底する。また、栄養バランスの取れた食事や適切な水分補給、入浴・清潔管理を行い、体調の変化に迅速に対応しながら生活リズムを整え、健康維持に努める。これらの取り組みを通じて、安心して滞在できる環境を提供する。

(6) 緊急時の対応について

ショートステイ利用中に利用者の病状が急変した場合、速やかに主治医、家族、ケアマネージャーへ連絡し、指示を仰ぎながら必要な措置を講じる。また、職員間で情報を共有し、緊急時対応マニュアルに基づいた適切な処置を実施することで、利用者の安全を確保する。

サービス内容

特別養護老人ホーム スウィート・ハート・ホームの事業計画に基づき、利用者一人ひとりに適したサービスを提供する。また、多職種が連携し、日常生活を送る上で不可欠な排泄や食事などの支援を行い、安心して生活できる環境を整える。

在宅生活の継続と充実を目指し、歩行訓練やリハビリを実施し、日常生活動作（ADL）の維持・向上に努めるとともに、機能低下の予防に取り組む。利用者の身体機能や生活状況を踏まえ、個別のケアプランを作成し、適切な支援を行う。

送迎については、家庭の事情や心身の状態などを考慮し、希望する利用者に対して専用車両での送迎サービスを提供する。加えて、必要に応じて移動や移乗の介助を行い、安全かつ快適に施設を利用できるよう配慮する。

4. デイサービスセンター サムフォット（通所介護 / 第1号通所事業）

定員：月曜日から土曜日 30名

基本方針

多年に渡り郷土の発展に寄与された高齢者を敬愛し、利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ、日常生活を継続して営むことができるよう必要な日常生活上の相談・援助及び日常生活訓練を行う。

また、介護だけでなく医療的ニーズを併せ持つ方や認知症の周辺症状をもつ中重度の状態の利用者の受入を積極的に行い、通所介護の提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている状況並びに家族等介護者の状況を十分に把握し、個別に通所介護計画を作成する。その計画をもとに、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努める。利用日には、連絡帳を通じて、または送迎時に家族に対して相談や助言を行い、送迎時不在の家族には必要に応じて連絡を取る。また、月1回のサムフォット通信を通してサービス内容やデイサービスの雰囲気等を知ってもらう。

重点目標

(1) 目標稼働率 68%（1日平均20.4人）

(2) 稼働率向上に関する取り組みについて

居宅ケアマネージャーへの連絡を密に行い、情報共有を強化することで、スムーズな連携と新規利用者の確保につなげる。特に、高齢者の多い旭、朝倉、鴨田地区の居宅介護支援事業所に対しては、積極的な営業活動を展開し、毎月1件以上の新規契約獲得を目標として取り組む。

見学者や体験利用者には事業所の魅力を分かりやすく伝えるとともに、体験利用後には、写真付き連絡帳を作成し、利用者の様子が家族にも伝わるよう配慮するなど、継続的な利用につなげるための工夫を行う。

(3) 認知症に関する取り組みについて

認知症の利用者が安心して過ごせる環境を整えるとともに、個別ケアプランを作成し、回想法やゲーム、音楽療法などの認知症予防プログラムを実施する。また、職員間の情報共有を徹底し、家族とも密に連携を取りながら、日々の様子や状態の変化を共有することで、重度になっても利用者が安心して穏やかに生活できるよう支援する。

(4) 利用者満足度の向上について

利用者満足度 85%以上を目標に、利用者の心身の状態や生活環境を把握し、可能な限り希望に沿ったサービスの提供に努める。

利用者や家族を対象に年1回アンケートを実施し、満足度を確認する。その結果をもとに、改善点を職員会議で共有し、個別対応の質を向上させるための具体的な改善策を迅速に実行する。

家族には送迎時や連絡帳を活用し、利用者の様子や自宅での変化を適宜伝えるほか、必要に応じて電話連絡を行う。日常的に家族と関わりを持ち、信頼関係を築くことで、利用者満足度の向上につなげていく。

(5) 夕食後の送迎と自宅での支援について

夕食後の送迎について、家族の不在時にも対応できるよう、自宅での過ごし方等の情報を家族と共有し、必要な支援を行う。

また、送迎の効率化を図るため、移動時間を分析し、最適なルートへの改善を検討する。夕食サービス利用者が増加した際には、勤務シフトを見直すなど、円滑なサービス提供を実現する。

サービス内容

(1) 食事

管理栄養士の指導のもと、利用者の栄養状態や身体状況を考慮した食事を提供する。経口摂取及び経管栄養の利用者に対しても、安全に栄養補給ができるよう努める。毎月開催される食事サービス向上委員会では、利用者の意見を反映し、食事の質の向上に取り組む。イベント時には趣向を凝らした特別な食事を提供し、食の楽しみを感じてもらえるよう工夫する。

(2) 入浴

自宅での入浴が困難な利用者には、一般浴槽や特殊浴槽（座位式・臥床式）を用い、安全に配慮した入浴介助を行う。また、体調に応じてシャワー浴や清拭、足浴を提供し、常に清潔を保てるよう支援する。入浴内容に変更があった場合は、連絡帳に記載し、送迎時に家族へ伝達することで、利用者の状況を適切に共有し、安心してサービスを利用できるよう努める。

(3) 排泄

排泄チェック表を活用し、失禁時の状態を確認するとともに、利用者に適したパットや紙パンツを選定する。また、排泄の自立を目指し、必要に応じて介助者へ適切な助言を行い、トイレでの排泄を促す。利用者の身体能力を最大限活かせるよう支援し、排泄に関する負担を軽減するとともに、快適な生活が送れるよう努める。

(4) 機能訓練

いきいき百歳体操、リカバリーバイク、リズム体操、滑車、歩行訓練などを取り入れた集団プログラムを実施するとともに、個々の心身状態に応じた個別訓練を行う。これにより、利用者の残存機能や生活機能の維持・向上を目指し、日常生活の質の向上につなげる。

(5) 健康状態

利用日には、送迎時の聞き取りや連絡帳を通じて自宅での様子を確認し、デイサービス到着後に看護職員が健康状態をチェックする。体調の変化や異常が見られた場合には、必要に応じて家族や医療機関、居宅ケアマネージャーと連携し、迅速かつ適切に対応する。

(6) 感染対策

感染防止策として、利用日には自宅での検温をお願いし、独居で検温が難しい利用者には送迎時に職員が検温を行う。また、ホール内の定期的な換気や利用後の消毒を徹底し、感染予防に努める。さらに、職員の健康管理を徹底し、手洗い・手指消毒の実施やマスクの着用を励行することで、利用者が安心して過ごせる環境を整える。

(7) 送迎サービス

専用車両による送迎サービスを提供し、必要に応じて、送迎車両から自宅居室への移動や移乗介助を行い、安全かつ快適に移動できるよう支援する。送迎時には利用者の健康状態や自宅での様子を確認し、必要な情報を職員間で共有することで、より適切なケアの提供につなげる。

5. 居宅介護支援事業所 ポム

定員：39名/1人当たり

基本方針

多年に渡り郷土の発展に寄与された高齢者を敬愛し、利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう必要な日常生活上の相談・援助等の居宅介護支援を行う。居宅介護支援を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている状況並びに家族等介護者の状況を十分に把握し、多様な事業主体から総合的かつ効率的に居宅サービスが提供されるよう計画を作成する。

また、利用者及び家族のニーズを的確に捉え、利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスが提供されるよう関係機関との連携に努めるとともに、公正中立の立場を保持する。

そして、新規利用者の発掘と開拓のため、医療機関や地域包括支援センター等関係機関と連携を図る。入院患者等が住み慣れた場所で在宅生活ができるよう支援する立場から、周辺環境及び提供可能なサービス内容等の在宅生活に必要なと思われる社会資源の情報収集及び提供に努める。

重点目標

(1) 目標稼働率 80%

(2) 稼働率向上に関する取り組みについて

利用者や家族の環境やサービス利用の目的を理解し、求められるサービスと提供可能な支援を調整することで、安心して在宅サービスを利用できるよう支援する。また、介護保険サービスに限らず、地域資源や各種制度を活用し、幅広い支援を行うことで信頼される事業所を目指す。

新規利用者の確保に向け、医療機関や地域包括支援センターと連携し、相談・依頼を受けられる体制を整える。また、他法人の居宅介護支援事業者と事例検討会を開催し、対応力の向上を図る。

(3) 介護支援専門員の質の向上と公正中立性の確保について

事業所内で週1回ミーティングを開催し、意見交換を行う。地域包括支援センターが主催する地域ケア会議にも参加して対応方法等を学び、スキルアップを図る。

事業所内研修の実施に加え、法人内研修や高知市・社会福祉協議会等が開催する研修や事例検討会にも積極的に参加し、知識・技術の向上に努める。また、最新の介護保険制度の情報を収集し、公正中立なケアマネジメントを実践する。

新規職員の育成に向け、スーパービジョンを学び、OJTを実践しながら教育体制の充実を図る。

(4) 関係機関等との連携強化について

関係機関や地域との連携を密にし、利用者が安心してサービスを利用できる環境を整える。特に、困難ケースや支援が必要な利用者については、ケアマネージャーや医療機関、地域包括支援センターと情報を共有し、適切な対応を検討する。

高齢者虐待やネグレクトの兆候が見られた場合は、迅速に状況を確認し、必要に応じて行政機関や地域包括支援センターへ報告・相談を行う。

定期的なモニタリングを実施し、利用者の生活状況や健康状態の変化を把握するとともに、家族や関係機関と協力しながら支援を継続していく。

(5) 特定事業所加算について

令和6年11月より職員が4名になったことで、特定事業加算Ⅱの算定を始めている。引き続き、特定事業所加算の算定要件を満たせるよう取り組んでいく。

事業所内会議を定期的に行い情報の共有を図るとともに、介護保険外の制度なども含めた事業所内外での研修参加や他法人との事例検討会、地域ケア会議にも参加する。

サービス内容

(1) 居宅介護サービス計画の作成

利用者の課題解決に向け、目標や達成時期を明確にし、医療機関とも連携しながら居宅介護サービス計画を作成する。サービス内容は分かりやすく説明し、利用者や家族の理解を深める。心身の状態や生活環境の変化に応じて計画を見直し、適切なサービスを提供できるよう調整する。

(2) 関係機関との連絡調整

居宅介護サービスが利用者や家族のニーズに合い、公平かつ適正に提供されているかを定期的に確認する。また、必要に応じて担当者会を開催し、他事業所や医療機関、利用者・家族と情報共有を図り、在宅生活の継続を支援する。

(3) ニーズ調査の為に訪問の実施

居宅サービス提供開始後も、利用者や家族のニーズを把握し、適切なサービスが提供されているか確認するため、少なくとも月1回は居宅を訪問し、モニタリングを実施する。併せて、サービス内容の見直しが必要な場合は、速やかに担当者会議を開き、利用者の状況に応じた計画の修正や支援体制の調整を行う。

6. 小規模多機能型居宅介護事業所 サイタ

(小規模多機能型居宅介護 / 介護予防小規模多機能型居宅介護/「短期利用居宅介護」を含む)

定員 : 25名 (通い 15名、宿泊 9名)

基本方針

小規模多機能型居宅介護事業の目的である「住み慣れた地域で安心して生活を送る」ことができるよう、通いサービスの提供を基本とし、宿泊サービスや自宅への訪問サービスを組み合わせ、利用者の生活スタイルに合わせた支援を行う。

重点目標

(1) 目標稼働率 86% (1日平均21.5人)

(2) サービスの質の向上について

職員教育として、定期的な研修や勉強会を実施し、介護職員の専門知識や技術を向上させることで、利用者に対して適切なコミュニケーションスキルや心理的サポートを提供できるようにする。加えて、個別対応の強化として、利用者一人ひとりのニーズに応じたケアを提供し、生活歴や価値観を理解した上で、その人に合った支援を行う。

また、利用者の満足度向上に向けて、定期的なアンケート調査やヒアリングを実施し、利用者や家族の意見を把握することで、サービスの質を向上させるための改善措置を講じる。

(3) 地域との連携について

法人理念・基本方針のもと、地域や関係機関とのつながりを深め、地域に根ざした事業を展開する。地域住民との交流を促進し、イベント参加や家族が参加しやすい環境づくり、地域交流ルームの活用を通じて信頼関係を構築する。また、医療・訪問看護・福祉用具事業所などと連携し、地域包括ケアの拠点として登録者だけでなく地域住民への支援を行う。さらに、地域の団体やボランティアの受け入れを通じて、利用者の生活の充実と社会参加の機会を創出する。

(4) 重度化対策及び在宅での看取り支援について

重度化に備え、訪問サービスによる通院介助や連続した宿泊サービスの利用を可能にし、居宅療養管理指導や訪問看護なども主治医や本人・家族の意思を尊重しながら検討する。予防ケアとして、生活リハビリや運動器具を活用した筋力向上を促進し、歩行機能の維持・改善を支援する。

看取りについては、主治医の判断のもと本人・家族の同意を得て在宅での支援を行う。職員には死生観に関する教育を実施し、重度化対応の充実を図る。

(5) 感染症対策と衛生管理について

定期的な清掃・消毒を徹底し、職員への感染症対策研修や啓発活動を強化することで、安全で衛生的な環境を維持し、感染症の予防に努める。また、手洗いや消毒の励行、換気の徹底、共用設備の衛生管理を実施し、感染リスクを最小限に抑える。

感染症が発生した場合は、速やかに感染拡大防止のための隔離対応や消毒作業を実施するなど、適切な措置を講じる。

(6) 経費削減について

運営費削減のため、空調の最適化や節水対策を行い、電気・水道などの光熱費を抑えるとともに、物品購入や消耗品の管理を徹底し、無駄な在庫や使い過ぎを防ぐ。

移動や交通費の削減に関しては、近接する利用者をまとめて訪問するなど訪問ルートのお最適化を図り、移動距離を短縮する。必要に応じて自転車の活用を検討し、燃料費の削減にも努める。

(7) 年間行事について

利用者に季節感を味わってもらうため、ひな祭りや七夕、クリスマスなどの季節行事を実施し、四季の移り変わりを感じられる機会を提供する。また、趣味や創作活動、レクリエーションの充実を図り、利用者が楽しく参加できる環境を整える。さらに、個々の興味や能力に応じたプログラムを取り入れ、歌や工作、園芸など多様な活動を通じて生きがいを感じられる時間を提供し、心身の活性化を促す。

サービス内容

(1) 通いサービス

「通い」は小規模多機能型居宅介護の中心であり、日中の食事・入浴・排泄などの生活支援を提供し、利用者の生活リズムを整えるとともに、社会とのつながりを広げる支援を行う。また、リハビリやレクリエーションを通じて生活の質の向上を目指す。

送迎時には家族とのコミュニケーションを大切にし、情報交換を通じて家族の不安や悩みに気づき、必要に応じた支援につなげる。

(2) 泊まりサービス

「通い」サービスの延長として、日頃から通い慣れた場所で、馴染みの職員の援助を受けながら「泊まり」サービスを提供し、利用者の混乱を最小限に抑える。自宅に戻った後も不安定にならないよう配慮し、在宅生活の継続を支えるための必要な支援を行う。

(3) 訪問サービス

「訪問」サービスは「泊まり」と同様に、馴染みの職員が利用者の自宅を訪れ、在宅生活の継続に必要な支援を行う。職員が利用者の生活の場に入ることによって「その人らしさ」に気づき、理解を深め、より良い関係を築いていく。

7. デイサービスセンター サイタ（通所介護 / 第1号通所事業）

定員：月曜日から土曜日 30名

基本方針

多年に渡り郷土の発展に寄与された高齢者を敬愛し、利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の相談・支援・機能訓練を行う。また、利用者が日常の中で意欲を取り戻すような働きかけを行い、「本人が出来ることは本人にしてもらうこと」を目標としたアプローチを原則として行う。

通所介護のサービス提供開始前には、利用者の心身の状況・希望内容やそのおかれている状況並びに家族等介護者の状況を十分に把握し、個別性に応じた通所介護計画を作成する。サービス利用日には、連絡帳を通じて家族への伝達事項を明記するとともに、必要に応じて連絡を取り相談や助言を行う。

重点目標

(1) 目標稼働率 80%（1日平均24人）

(2) 稼働率向上に関する取り組みについて

新規利用者の獲得に向けて、居宅介護支援事業所や地域包括支援センターへの訪問を月2回以上実施し、広報誌やパンフレットを活用して事業所のPRを行う。また、サービス内容を丁寧に説明することで、ケアマネジャーとの関係を深め、見学や体験利用につなげる。

現在利用中の利用者に対しては、満足度の向上を目指し、定期的にアンケートを実施する。得られた意見や改善策を職員間で共有し、サービスの質を高めることで、より良いケアの提供を図る。

これらの取り組みを通じて、利用者一人ひとりに寄り添ったサービスを提供し、事業所の稼働率向上を目指す。

(3) 人材育成に関する取り組みについて

職員育成とチームワーク向上のため、「違いを力に。思いのこもったケアを届けよう」をスローガンに掲げ、職員一人ひとりのスキル向上を図る。職員個々が年3回以上の研修に参加することを目標とし、知識や技術を高める場を提供する。新人職員には入職後3ヶ月の間、個別面談を実施し、成長を支援する。さらに、月1回の全体会で意見交換を行い、課題解決やチームワークの強化を図ることで、より良いケアを提供できる職員を育成する。

(4) 認知症に関する取り組みについて

認知症利用者の症状に応じた適切な対応ができるよう、全職員が年に1回以上認知症ケア研修を受講する。利用者ごとに個別ケアプランを作成して症状や状況に応じた環境を整備し、必要に応じてグループ分けを行い、安心して過ごせる場を提供する。また、日々のミーティングで認知症ケアについて話し合い、課題を共有しながらチーム全体で支援を行う。

(5) 機能訓練に関する取り組みについて

個別機能訓練計画に基づき、機能訓練指導員と介護職員とが連携し、利用者の身体機能や生活機能の維持・向上を目的とした訓練を実施する。また、利用者の自宅環境や身体状況を定期的に確認し、リスクや改善点を把握したうえで、必要な対応を行う。これにより、転倒リスクの低減や生活の質の向上を図り、より安全で自立的な生活を支援していく。

(6) 災害時に関する取り組みについて

南海トラフ地震などの大規模災害を想定して年 2 回以上の訓練を実施し、全職員が対応手順を理解したうえで迅速に行動できるよう備える。特に、送迎中の災害発生時の対処を重点的に訓練することとし、各送迎車両には緊急用品を常備しておく。地震発生時には、公式LINE アカウントを活用し、情報共有の迅速化を図る。

サービス内容

(1) 食事

利用者の嗜好や体調に配慮し、温かい料理は温かいまま、冷たい料理は冷たいまま提供することで、適温で美味しく食事を楽しめるようにする。また、食事を通じて季節の移ろいを感じられるよう、旬の食材を取り入れたメニューや行事食を定期的実施する。視覚や味覚でも楽しめる工夫を取り入れ、食の楽しさを提供する。

(2) 入浴

自宅での入浴が困難な利用者の清潔を保持するため、必要に応じて入浴支援を実施する。入浴時には、開放的な一般浴槽を使用し、リラックスしながら安心して入浴できる環境を整える。利用者の体調や希望に配慮しながら、安全で快適な入浴を提供する。

(3) 排泄

排泄の自立を促すため、利用者の身体能力を最大限に活かした支援を行う。トイレへの誘導や適切な姿勢保持をサポートし、できる限り自力での排泄が継続できるよう努める。また、家族と密に連携し、排泄状況や生活リズムを把握しながら、排便コントロールや適切なケアを実施する。利用者が安心して快適に過ごせるよう、清潔保持にも配慮し、排泄環境の整備に努める。

(4) 機能訓練

日常生活に必要な身体機能の維持・向上を目的とし、「やりたいことが実現できる。」をテーマに掲げる。利用者の思いを形にするため、機能訓練指導員が個別の機能訓練計画を作成し、5 人以下の小集団または個別での生活リハビリや運動訓練を実施する。利用者一人ひとりに寄り添い、意欲を引き出しながら支援を行う。

(5) 健康状態の確認

連絡帳などを活用して家族と情報交換を行い、利用者の家庭での様子や体調の変化を把握する。利用時には毎回バイタルチェックを実施し、健康状態を確認する。異常が見られた場合は、迅速に家族と医療機関へ報告し、適切な対応を取ることで、利用者の安全を確保する。

(6) 送迎サービス

専用車両を使用し、安全かつ快適な送迎サービスを提供する。利用者の身体状況や自宅環境に応じて、玄関先や指定の場所までの移動支援を行い、必要に応じて車両への移乗介助を実施する。乗降時には転倒や負担が生じないように配慮し、利用者が安心して移動できるようサポートする。また、送迎時の体調変化にも注意を払い、異常が見られた場合は速やかに対応する。

8. ショートステイセンター サイト

(基準該当短期入所生活介護 / 基準該当介護予防短期入所生活介護)

定員 : 6名

デイサービスセンターサイトに併設して設置しており、一体的に運営する。

基本方針

多年に渡り郷土の発展に寄与された高齢者を敬愛し、利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の相談・支援・機能訓練を行う。また、利用者が日常の中で意欲を取り戻すような働きかけを行い、介護予防サービスでは「本人が出来ることは本人にしてもらうこと」を目標としたアプローチを原則として行う。

短期入所生活介護のサービス提供開始前には、利用者の心身状況・希望内容やそのおかれている状況並びに家族等介護者の状況を十分に把握し、個別性に応じた短期入所生活介護計画を作成する。

また、サービス利用日には、連絡帳を通じて利用中の様子と家族への伝達事項を明記するとともに、必要に応じて連絡を取り相談や助言を行う。

重点目標

(1) 目標稼働率 98% (1日平均 5.9人)

(2) 稼働率向上に関する取り組みについて

新規利用者の発掘とリピーター確保を重点に置いた対応を行う。居宅介護支援事業所や地域包括支援センターとの連携を強化し、月2回以上の訪問を通じて利用者や家族のニーズを把握するとともに、広報誌やパンフレットを活用した情報提供で信頼感を高める。急なキャンセルへの対策として、事前にキャンセル時の迅速な対応体制を整備したうえで、キャンセル待ちリストを活用して対応を行う。また、「いつも満室」という印象を改善するため、柔軟な予約対応や空き状況の適時共有を行い、利用者が安心して利用できる環境を提供する。

(3) 認知症に関する取り組みについて

認知症利用者の症状に応じた適切な対応ができるよう、全職員が年に1回以上認知症ケア研修を受講する。利用者ごとに個別ケアプランを作成して症状や状況に応じた環境を整備し、必要に応じてグループ分けを行い、安心して過ごせる場を提供する。また、日々のミーティングで認知症ケアについて話し合い、課題を共有しながらチーム全体で支援を行う。

(4) 災害時等に関する取り組みについて

南海トラフ地震などの大規模災害を想定して年2回以上の訓練を実施し、全職員が対応手順を理解したうえで迅速に行動できるよう備える。特に、送迎中の災害発生時の対処を重点的に訓練することとし、各送迎車両には緊急用品を常備しておく。地震発生時には、公式LINEアカウントを活用し、情報共有の迅速化を図る。

サービス内容

(1) 食事

利用者の嗜好や体調に配慮し、温かい料理は温かいまま、冷たい料理は冷たいまま提供することで、適温で美味しく食事を楽しめるようにする。また、食事を通じて季節の移ろいを感じられるよう、旬の食材を取り入れたメニューや行事食を定期的実施する。視覚や味覚でも楽しめる工夫を取り入れ、食の楽しさを提供する。

(2) 入浴

自宅での入浴が困難な利用者の清潔を保持するため、必要に応じて入浴支援を実施する。入浴時には、開放的な一般浴槽を使用し、リラックスしながら安心して入浴できる環境を整える。利用者の体調や希望に配慮しながら、安全で快適な入浴を提供する。

(3) 排泄

排泄の自立を促すため、利用者の身体能力を最大限に活かした支援を行う。トイレへの誘導や適切な姿勢保持をサポートし、できる限り自力での排泄が継続できるよう努める。また、ご家族と密に連携し、排泄状況や生活リズムを把握しながら、排便コントロールや適切なケアを実施する。利用者が安心して快適に過ごせるよう、清潔保持にも配慮し、排泄環境の整備に努める。

(4) 機能訓練

日常生活に必要な身体機能の維持・向上を目的とし、「やりたいことが実現できる。」をテーマに掲げる。利用者の思いを形にするため、機能訓練指導員が個別の機能訓練計画を作成し、5人以下の小集団または個別での生活リハビリや運動訓練を実施する。利用者一人ひとりに寄り添い、意欲を引き出しながら支援を行う。

(5) 健康状態の確認

連絡帳などを活用してご家族と情報交換を行い、利用者の家庭での様子や体調の変化を把握する。利用時には毎回バイタルチェックを実施し、健康状態を確認する。異常が見られた場合は、迅速にご家族と医療機関へ報告し、適切な対応を取ることで、利用者の安全を確保する。

(6) 送迎サービス

専用車両を使用し、安全かつ快適な送迎サービスを提供する。利用者の身体状況や自宅環境に応じて、玄関先や指定の場所までの移動支援を行い、必要に応じて車両への移乗介助を実施する。乗降時には転倒や負担が生じないように配慮し、利用者が安心して移動できるようサポートする。また、送迎時の体調変化にも注意を払い、異常が見られた場合は速やかに対応する。

9. 災害緊急ショートステイ事業

目的

台風や集中豪雨等の災害時に、独居高齢者の不安を解消し安全を確保する。

対象者

災害時に避難所が開設された地区あるいは避難勧告の出された地区に居住する高齢者で避難所での起居に支障のある方。

内容

特別養護老人ホーム スウィート・ハート・ホームのショートステイを利用。

10. ほおっちょけん相談窓口

目的

地域貢献事業として平成29年7月より困りごと相談室を開設していたが、高知市が運営するほおっちょけん相談窓口と趣旨や取り組み内容が一致することから、令和4年11月より法人内にほおっちょけん相談窓口を設置（困りごと相談室は廃止）し、困りごと相談室の業務をほおっちょけん相談窓口に移管することとした。

ほおっちょけん相談窓口は、地域住民等の困りごとの相談を受け止め、自ら解決できない場合は相談者の同意を得て支援機関へつなぐなど、住み慣れた場所で在宅生活が送れるよう支援することを目的とする。

対象者

地域住民のうち、要介護者の家族・高齢者・子育て世代・引きこもり状態にある人の家族及び法人職員。

困りごと相談員

ほおっちょけん相談窓口の主体を明確にするため、特別養護老人ホーム スウィート・ハート・ホームと在宅介護支援事業所サイトに窓口を設置し、各窓口に困りごと相談員を配置する。

困りごと相談員の職務は、高知市が定めるほおっちょけん相談窓口の手引きに基づくものとする。

内容

地域には、介護や加齢に伴う漠然とした不安や悩みを抱えている方が多くいる。そういった方々の悩み等に対して、困りごと相談員が必要な支援を行い、不安の軽減・解消につなげる。

また、必要に応じて、地域包括センター（行政）や居宅と連携するなどして、社会問題の解決や将来に向けた支援につながる取り組みを行う。

法人職員の悩み等に対しても、困りごと相談員が相談に応じ、助言を行うなどして職員の精神的負担の軽減を図り、働きやすい環境を整えていく。

重点目標

(1) ほおっちょけん相談窓口の活性化について

おおむね2ヶ月に1回の頻度で困りごと相談員会を開催し、相談内容や支援経過等について困りごと相談員及び施設長とで情報共有、意見交換を行うとともに、地域に対して何ができるかを考え実践していく。

社会福祉法人 ザ・ハート・クラフ 令和7年度 年間事業計画

	総務	特養	医務室	デイサービス	小規模多機能サイタ	デイサイト
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・法人職員説明会 ・広報発行 	<ul style="list-style-type: none"> ・花見(散策) ・誕生日会 ・スウイートカフェ 	<ul style="list-style-type: none"> ・上半期定期健診(血液検査) ・入居者情報共有会議 	<ul style="list-style-type: none"> ・喫茶・誕生会 ・スウイートカフェ ・お花見レク 	<ul style="list-style-type: none"> ・ドライブ(桜見物) ・喫茶 	<ul style="list-style-type: none"> ・季節の入浴レク ・サイト春祭り ・セルフラドン
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・職員健康診断(全職員) ・会計監査 ・救命救命講習(高知市消防局) ・理事会 	<ul style="list-style-type: none"> ・出前レク ・誕生日会 ・スウイートカフェ 	<ul style="list-style-type: none"> ・入居者情報共有会議 	<ul style="list-style-type: none"> ・喫茶・誕生会 ・鯉のぼり運動会 ・スウイートカフェ ・おやつレク ・園芸レク 	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄板焼き ・運動会 ・地域運営推進会議 	<ul style="list-style-type: none"> ・季節の入浴レク ・こいのぼり運動会 ・初ガッツオレク
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・評議員会 ・空調切替・清掃 ・防災訓練(自主訓練) 	<ul style="list-style-type: none"> ・誕生日会 ・おやつレク ・スウイートカフェ ・おやつレク 	<ul style="list-style-type: none"> ・入居者情報共有会議 	<ul style="list-style-type: none"> ・喫茶・誕生会 ・輪抜けレク ・スウイートカフェ ・出前レク 	<ul style="list-style-type: none"> ・消防訓練 ・ドライブ(あじさい) ・いちご狩り 	<ul style="list-style-type: none"> ・季節の入浴レク ・持ち帰り用制作レク ・防災訓練
7月		<ul style="list-style-type: none"> ・七夕(短冊飾り) ・誕生日会 ・第30回夏祭り 	<ul style="list-style-type: none"> ・入居者情報共有会議 	<ul style="list-style-type: none"> ・喫茶・誕生会 ・スウイートカフェ ・夏祭り ・七夕レク 	<ul style="list-style-type: none"> ・七夕 ・地域運営推進会議 	<ul style="list-style-type: none"> ・季節の入浴レク ・夏祭り ・七夕読み聞かせ
8月	<ul style="list-style-type: none"> ・備蓄品在庫確認(棚卸し) ・粗大ゴミ回収(夏祭り後) 	<ul style="list-style-type: none"> ・誕生日会 ・スウイートカフェ ・暑中見舞い作成 ・おやつレク 	<ul style="list-style-type: none"> ・入居者情報共有会議 	<ul style="list-style-type: none"> ・喫茶・誕生会 ・スウイートカフェ ・かき氷レク 	<ul style="list-style-type: none"> ・夏祭り 	<ul style="list-style-type: none"> ・季節の入浴レク ・おやつレク
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・敬老会 	<ul style="list-style-type: none"> ・敬老会 ・誕生日会 ・スウイートカフェ 	<ul style="list-style-type: none"> ・入居者情報共有会議 	<ul style="list-style-type: none"> ・喫茶・誕生会 ・スウイートカフェ ・敬老会 	<ul style="list-style-type: none"> ・敬老会 ・地域運営推進会議 	<ul style="list-style-type: none"> ・季節の入浴レク ・敬老会
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・安全運転管理者講習会 ・広報発行 	<ul style="list-style-type: none"> ・たこ焼き実演 ・誕生日会 ・スウイートカフェ 	<ul style="list-style-type: none"> ・胸部レントゲン検査(健診/ス) ・下半期定期健診(血液検査・検尿) ・入居者情報共有会議 	<ul style="list-style-type: none"> ・喫茶・誕生会 ・スウイートカフェ ・運動会 ・たこ焼き実演 	<ul style="list-style-type: none"> ・ドライブ(コスモス) ・ハロウイン喫茶 	<ul style="list-style-type: none"> ・季節の入浴レク ・秋の運動会
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・空調切替・清掃 ・インフルエンザ予防接種 ・防災訓練(合同訓練) 	<ul style="list-style-type: none"> ・にぎり寿司実演 ・誕生日会 ・スウイートカフェ 	<ul style="list-style-type: none"> ・インフルエンザ予防接種 ・入居者情報共有会議 	<ul style="list-style-type: none"> ・喫茶・誕生会 ・スウイートカフェ ・出前レク ・握り寿司実演 	<ul style="list-style-type: none"> ・みかん狩り(山北) ・地域運営推進会議 	<ul style="list-style-type: none"> ・季節の入浴レク ・にぎり寿司

	総務	特養	医務室	ナイサーピス	小規模多機能サイト	ナイサーピスサイト
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・理事会・評議員会 ・高架タンク・貯水タンク清掃 ・第2回職員健康診断(腰痛検査) ・粗大ゴミ回収 	<ul style="list-style-type: none"> ・クリスマス忘年会 ・年賀状作成 ・誕生日会 	<ul style="list-style-type: none"> ・入居者情報共有会議 	<ul style="list-style-type: none"> ・喫茶・誕生会 ・スウイートカフェ ・クリスマス会 ・餅つき ・ゆず風呂 	<ul style="list-style-type: none"> ・消防訓練 ・クリスマス&忘年会 ・年越しそば 	<ul style="list-style-type: none"> ・季節の入浴レク ・クリスマス会 ・餅つき大会 ・防災訓練
1月	<ul style="list-style-type: none"> ・施設総合保険説明会 	<ul style="list-style-type: none"> ・初詣 ・誕生日会 ・スウイートカフェ ・お正月ウイーク 	<ul style="list-style-type: none"> ・入居者情報共有会議 	<ul style="list-style-type: none"> ・喫茶・誕生会 ・スウイートカフェ ・初釜 ・セルラうどん ・書初めレク 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域運営推進会議 ・新年会 ・初詣 	<ul style="list-style-type: none"> ・季節の入浴レク ・お茶会 ・鉄板焼きレク
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・施設総合保険説明会 	<ul style="list-style-type: none"> ・節分(豆まき) ・誕生日会 ・スウイートカフェ ・ケーキバイキング 	<ul style="list-style-type: none"> ・入居者情報共有会議 	<ul style="list-style-type: none"> ・喫茶・誕生会 ・スウイートカフェ ・節分レク ・おやつレク 	<ul style="list-style-type: none"> ・節分 ・鉄板焼き 	<ul style="list-style-type: none"> ・季節の入浴レク ・節分 ・ケーキバイキング
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・理事会・評議員会 	<ul style="list-style-type: none"> ・ひな祭り ・花見(散策) ・誕生日会 ・スウイートカフェ 	<ul style="list-style-type: none"> ・入居者情報共有会議 	<ul style="list-style-type: none"> ・喫茶・誕生会 ・スウイートカフェ ・ひな祭りレク ・ケーキバイキング 	<ul style="list-style-type: none"> ・ひな祭り ・ケーキバイキング ・地域運営推進会議(総評) 	<ul style="list-style-type: none"> ・季節の入浴レク ・ひな祭り ・おやつレク

令和7年度 社会福祉法人 ザ・ハート・クラブ 運営会議等に関する一覧表

会議名	参加者	開催日時	会議内容
活動アップデートミーティング	所属長他	毎月第1木曜日(総務) 09:30~ 毎月第4月曜日(施設) 10:30~ 毎月第4火曜日(在宅) 10:15~	各事業に対するニーズの把握 会議で協議・検討した内容の実行に関すること 魅力ある職場をつくること
腰痛予防対策推進委員会	全職員	5. 8. 11. 2月(第3月曜日) 17:00~	腰痛予防対策の推進に関すること ノーリフティングケアの推進に関すること
全体会・定例研修会	全職員	4月~3月	職員への周知事項 職員研修(参加者全員復命書提出)
生産性向上委員会(特養)	特養職員	毎月第1水曜日 10:00~	利用者の安全・サービスの質の確保に関すること 職員の負担軽減に資する方策に関すること
生産性向上委員会(デイ) (サムフォット)(サイタ)	デイ職員	1日(若しくは直後の平日) 18:00~	利用者の安全・サービスの質の確保に関すること 職員の負担軽減に資する方策に関すること
生産性向上委員会(小規模)	小規模職員	毎月最終月曜日 18:00~	利用者の安全・サービスの質の確保に関すること 職員の負担軽減に資する方策に関すること
感染対策委員会	部署担当者	3ヶ月に1回(第1金曜日) 17:00~	感染症対策に関すること
身体拘束その他の行動制限 廃止及び高齢者虐待防止委員会	部署担当者	偶数月第2木曜日 17:00~	身体拘束廃止及び高齢者虐待防止に関すること
褥瘡対策委員会	特養職員 デイ看護職員	第3木曜日 17:00~	褥瘡対策に関すること
事故防止委員会	部署担当者	3ヶ月に1回 第4木曜日 17:00~	事故防止に関すること
教育委員会	部署担当者	適宜	職員教育に関すること
食事サービス向上委員会	部署担当者 シダックス職員	毎月第1木曜日 17:00~	食事サービスに関すること
サービス担当者会	特養職員	毎週2~3回	ケアプランの見直し等
苦情対策委員会	部署担当者	随時	苦情に関すること
広報委員会	部署担当者	発行月にあわせて 4・10月発行	広報に関すること
食事委員会	特養職員	毎月各フロア1回(火曜日) 17:00~	食事の見直し等
排泄委員会	特養職員	6. 9. 12. 3月(中旬頃) 17:00~	排泄に関すること
行事委員会	特養職員	毎月初め 17:00~	翌月の行事に関すること
実習・研修受入担当者会	部署担当者	適宜	実習・研修受入に関すること
業務改善委員会 (特養対象)	部署担当者	適宜	特養業務改善に関すること
業務改善委員会 (法人対象)	部署担当者	適宜	法人業務改善に関すること
入退所判定委員会	部署担当者	適宜	入退所判定に関すること 在宅復帰に関すること
看取りケアに関する委員会 医療的ケア委員会	部署担当者	適宜、3ヶ月に1回(第4木曜日) 16:30~	看取りケアに関すること
偲びのカンファレンス	部署担当者	適宜	看取り後のグリーフケア
衛生委員会	部署担当者	毎月第4水曜日 17:00~	労働環境に関すること 健康障害の防止に関すること
震災時における対策委員会	部署担当者	適宜	震災時対応に関すること
地域運営推進会議	部署担当者 地域の代表者等	2ヶ月毎に1回(奇数月に開催) 第4金曜日 10:00~	地域との連携に関すること
事例研究発表会実行委員会	部署担当者	第3水曜日(4~12月) 17:00~	法人事例研究発表会に関すること

